

労力不足解消にむけた集落営農法人間連携の取組



長崎県壱岐振興局 千々岩 諒汰

1. はじめに

日本の農業従事者の平均年齢は 67 歳と年々上昇しており、他産業と比較しても高齢化が進んでいる。また、高齢化に伴い農家数も減少しており販売農家（＝経営面積 30a 以上もしくは農産物販売金額 50 万円以上の農家）は 20 年間で半数以下になっており、多くの自治体が農業生産者の担い手不足といった問題に直面している状況である。

長崎県壱岐市においても同様の問題を抱えており、これまで様々な取組を行ってきたものの、現在も生産者の高齢化、労力不足は進んでおり、担い手への負担が増加している。このままでは 5～10 年後には多くの農地が担い手不在となり、耕作放棄地の増加が危惧される。そこで、当レポートでは本市がこれまで集落の農地を守るために設立してきた集落営農法人に着目し、現況や課題を整理する。また、それらの整理事項や先進事例をもとに、本市の集落営農法人が今後も中心的な担い手として存続・発展していくための今後の取組について提言していく。

2. 壱岐市の概要

本市は対馬と福岡の中間に位置する長崎県の離島である。壱岐島（本島）と 23 の属島から構成されており、本島の面積は 134k m²、東西 15 km、南北 17 km のやや南北に長いコンパクトな島である。人口は令和 5 年 3 月時点で 24,582 人である。気候は対馬暖流の影響を受け、概ね温暖な海洋性気候であり長崎県本土と比較すると年間を通し 1～2℃低い。島外との交通手段は、航空路と海路である。航空路は長崎空港へ就航し、海路は福岡県の博多港と佐賀県の唐津東港に高速船とフェリーが運航している。



図 1：壱岐市の地図（出典：壱岐市）

産業は一次産業が盛んであり、特にウニやサザエ、マグロなどの海の幸、そして米、いちご、アスパラガス、肉用牛など豊かな農産物が代表的である。また、平成 7 年には麦焼酎発祥の地として WTO の「地理的表示」の産地指定を受けている。その他、島内には貴重な遺跡や歴史遺産が点在し、「歴史の島」として観光業にも力を入れている。

その一方で、高齢化や若者の島外流出（島内の高校生の卒業後の島外転出率：9 割以上）により、本市の人口は年間 300 人程度減少しており、各産業において担い手不足が深刻化し

ている。

3. 壱岐市の農業の概要

壱岐市の耕地面積は 3,450ha（本島の全面積の約 4 割に相当する）であり、主に平坦地に 2,200ha ある水田を主体に畜産と耕種を組み合わせた土地利用型農業と、一部で施設園芸が展開されている。

作目では農業産出額（令和 2 年度：約 57 億円）の 7 割を占める肉用牛や 300ha を超える深江田原地区の大区画ほ場整備を活用した水稻、麦、大豆、葉たばこ、飼料作物などの土地利用型作物が主要である。

生産者については兼業農家（＝農業と他の仕事とを兼業する農家）の割合が 80% を占め、県平均の 69% より高い。その一方で、65 歳以上の農家割合は 68% と県平均 58% より高齢化がいち早く進んでいる。このような背景もあり、本市では集落営農法人が多いことも特徴の 1 つである。集落営農法人とは、集落の農地を守ることを目的として、集落単位で農業を営む経営体のことである。個人ではなく集落で共同して機械利用や農作業を行うことで、経費の削減や作業効率化による労力の負担軽減につながること等のメリットがある。全国的に農家の高齢化、担い手の減少に伴い農業経営体数は減少傾向にある中、集落営農法人数は増加傾向にある。

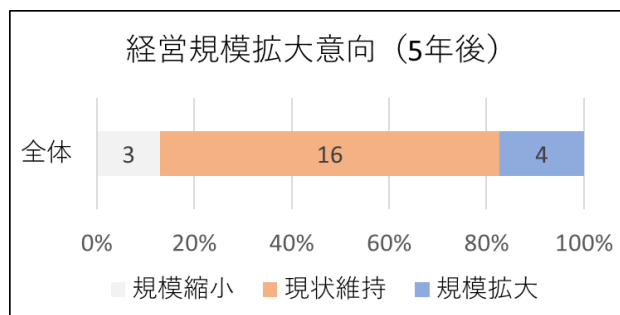
4. 集落営農法人の現状と課題

4.1 集落営農法人の現状

上述した通り壱岐市では、主業農家が少ないことによる労力不足や、高齢化や若者の島外流出などによる人口減少に対応するため、県内で先駆けて集落営農法人の設立を進めてきた。平成 20 年に市内で初の集落営農法人が設立されたのを始まりとして、R5 年時点で島内には 31 法人が（県内の集落営農法人数：62 法人）、地域の中心的経営体として営農を行っている。これらの法人は地域内の農地集積・集約を図るとともに、担い手のいない狭小な農地を請け負いつつ約 10～20ha の規模で米・麦・大豆を主体とした作付けを行っている。

その一方で、法人構成員の高齢化や減少が年々進んでおり労力不足がしんじてきている。令和 5 年度に長崎県が実施した集落営農法人の実態調査では、経営上の課題として 8 割以上（21 法人/25 法人）の法人がオペレーターの高齢化や人員不足、後継者不足等の人手不足を挙げている。また、今後 5 年間の規模拡大意向については、拡大

図 1：壱岐市の集落営農法人の 5 年後の経営意向



（出典：集落営農の実態調査に基づき著者作成）

意向有と回答した法人は 2 割以下（4 法人/23 法人）であった。規模縮小の意向を示す法人も出てきており、多くの法人が地域の農地を守る担い手としての余力がなくなっている状況である。

4.2 集落営農法人の支援体制

本市では、集落営農法人数が多くなることに伴い、法人化後の支援を体制的に行うため、平成 28 年に「壱岐地域集落営農法人経営支援協議会」（以下、「支援協」とする）を設立した。構成機関は壱岐振興局、壱岐市、JA 壱岐市で構成される。本市では、この「支援協」を主体として集落営農法人の経営・栽培技術支援や情報把握、今後の課題解決に向けた支援方策の協議等の取組を行っている。

4.3 集落営農法人の課題

壱岐市内の担い手は兼業農家が多く、大規模な経営を行っている専業農家が少ないため、集落営農法人が集落の農地を守る重要な担い手である。今後、さらに少子高齢化による人口減少が予想され、地域の担い手としての法人の役割は益々重要になると考えられる。

そのような中、法人の経営を維持、発展させていくためには上述した通り、労力不足という課題を解決する必要がある。このような課題については、本市だけでなく多くの地域が抱える問題である。特に集落営農法人の先進地である中国・四国地方などでは本市よりも数年前から同様の問題に直面しており、対策の 1 つとして複数の集落営農法人による法人間連携の取組を進めている。連携を図ることで、オペレーターや構成員の作業連携や共同での雇用確保による労力不足の解消が期待できる。その他にも、生産資材や機械を共同で購入・利用することによる経費の削減といった効果も期待できる。そこで次章では、法人間連携に取り組んでいる地域の先進事例を紹介し、本市での集落営農法人間連携の取組の参考とする。

5. 先進事例の紹介と壱岐市での取組意向調査

5.1 大分県豊後大野市における 3 法人間での連携

ここでは大分県豊後大野市で集落営農に取り組んでいる 3 法人（以下、法人 A、B、C とする）の連携の取組事例を紹介する。

まず、各法人の概要については次のとおりである。法人 A は企業的な経営（集積性を追求した品目の選定、休日の確保等）を行っているが、典型的な中山間地であるため、収益性に課題があった。法人 B については基盤整備がされていたことで、条件の良い地域であるが、オペレーターが 1 名のみで労力が不足していた。法人 C については構成員の人数は多いものの、法人の主力のメンバーの平均年齢が 77 歳と高齢化が進んでいる地域であった。

以上のような状況の中、連携以前より作業受託等でお互いに関わりのあった 3 法人は、法人 A の代表が法人 B、C へ声掛けを行い、各々の課題の解決に向けて法人間連携の取組を開始した。連携に向けた話し合いには、調整役として JA、県等の関係機関を交え、協議を進めた。現状の把握として、構成員、機械設備、農作業状況、財務状況等の情報について整

理し、共有を実施した。この共有より、草刈り作業が課題であること、機械整備の棚卸が減価償却費の黒字化に肝要であることが判明した。

将来像としては、法人 A、B が雇用できる経営体を目指し、法人 C は先述の 2 法人に経営を譲渡する形で整理し、今後の取組を進めていくこととなった。将来ビジョンの実現に向け、令和 6 年度はコスト削減、作業の効率化に向けて、年間作業計画、人材・機械の共有を行い、水稻の田植作業を実証する形で取組を進める予定となっている。

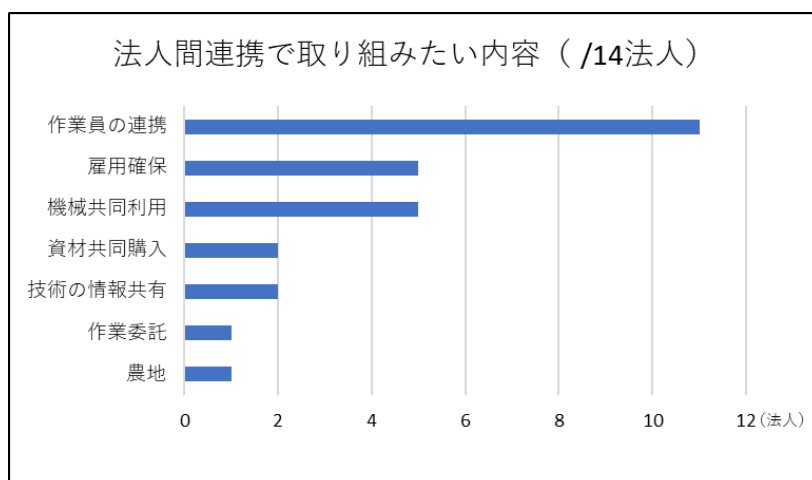
5.2 法人間連携に対する各法人の意向調査

壱岐市内においては、一部の法人間で機械の貸し出しや農作業の連携が行われている。また、他の法人からも課題解決の 1 つの手段として法人間の連携を求める声もあるが、実際にどの法人とどのように進めたいのか分からず検討に至っていないというのが現状である。

そこで大分県の法人間連携の取組を参考に各集落営農法人の法人間連携に対する考えを把握することを目的として、支援協に対するアンケート調査を実施した。アンケートの項目については、①連携への関心の有無、②連携で取組みたい内容、③連携を図るうえでまず必要だと考えること、の 3 つである。

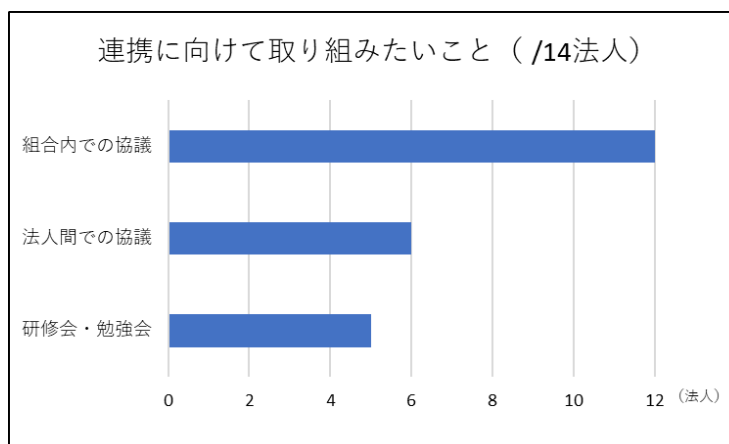
アンケートの結果、31 法人中 21 法人から回答が得られ、約 7 割（14 法人/21 法人）が法人間連携に関心があることが明らかになった。図 2 に示す通り、「法人間連携で取組みたい内容」については、作業員の連携が最も多く、次いで雇用の確保、機械の共同利用、資材の共同購入、技術の情報共有などが挙げられた。図 3 で示す、「法人間連携に向けて取組みたいこと」については、組織内での協議を必要とする意見が最多となった。また、その他の意見として連携を進めるにあたり、まずは法人同士が日頃から交流する場が必要との意見も複数挙げられており、連携に関心のある集落営農法人は多いものの、法人内や法人間での具体的な協議はできていないことが明らかになった。

図 2：各法人が法人間連携で取組みたい内容 ※複数回答



出典：法人間連携の意向調査に基づき著者作成

図 3：法人間連携に向けて取組みたいこと ※複数回答



出典：法人間連携の意向調査に基づき著者作成

6. 法人間連携の提言

5 章で挙げた大分県の事例と本市の集落営農法人の連携に対する意向調査の結果を参考に 6 章では壱岐市での法人間連携の取組実現に向けた今後の具体的な進め方について提言する。

提言する取組は①法人間連携に取組意向のある法人の状況把握、②法人間連携の理解促進と法人間の関係構築、③法人間連携を実践する際のビジョンの共有について、の 3 つである。

この 3 つの提言については次の流れで進めていく。まずは①、②の取組を全法人対象に行う。次にこれらの取組を通して具体的に連携を進めたい意向の法人に対して、③の取組を行い、法人間連携を進めていく。

6.1 連携に取組意向のある法人の状況把握

大分県の 3 法人が連携をする際の取組でも行っていたようにまずは、連携の具体的な話を進めるにあたり、各法人の状況を詳細に把握する必要がある。連携したい取組に応じて以下の表 1 のような項目で各法人の現状の聞き取りを行う。

表 1：連携意向のある法人への確認事項（出典：著者作成）

取組内容	確認事項
資材の共同購入	<ul style="list-style-type: none"> 共同購入に必要な倉庫スペースの確認 資材運搬に必要な機械の所有台数、性能
機械の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> 所有機械の稼働状況、メーカー、作業性 ※メーカーや性能については他法人のオペレーターの操作可否の判断材料 貸してほしい機械 貸出できる機械
作業員連携	<ul style="list-style-type: none"> 作業労力を提供してほしい作業内容・作業時期・人数 作業労力を提供できる作業内容・作業時期・人数

また連携したい法人や、相手先の法人に提供できることについても整理し、今後、連携を図りたい法人同士のマッチングの支援に活用する。なお、各関係機関の役割は表 2 のように分担し、取組を進めていく。

表 2：取組における関係機関の役割分担（出典：著者作成）

	振興局	市	農協
聞き取り	○	○	◎
地元・関係機関と連絡調整			◎
情報整理	◎		

※◎：主担当、○副担当

6.2 法人間連携の理解促進と法人間の関係構築に向けた取組

アンケートの結果や 5 章で紹介した大分の先進事例の取組にもあるように、連携の取組を進めていくうえで法人同士の交流を図る場を作ることも必要である。そこで、支援協を主体として法人間連携に関する先進地視察研修や勉強会を企画し、連携に向けた意識醸成と法人同士の交流機会の創出を図る。これについては、島内の全法人を対象に周知して実施し、今回アンケート未回答の法人も含め法人間連携の意義や各法人での連携の必要性について検討する機会を設ける。

先進地研修については、今回、5 章で事例として挙げ、実際に関係機関で視察を行った大分県豊後大野市へ、希望する島内の法人を募り研修を企画する。この研修の目的は次の 2 つである。1 つは、実際に法人間連携を進めている 3 法人の想いや各法人の現状、具体的な進め方、メリット等を当事者から実際に聞き、法人間連携の理解促進と取組むうえでの法人の主体性を促すことである。2 つ目の目的は研修を通して法人同士の交流を深めてもらうことである。この研修では、壱岐から先進地へ足を運び、移動中などを意見交換の場として活用することで、各法人の交流を深め、それぞれの連携に対する考えの共有を図る。

勉強会については、まず法人間連携の中で取組やすそうな 2 つのことについて進める。1 つ目は、各法人の栽培技術や法人を運営する際に工夫していることについての情報交換である。大半の法人が米・麦・大豆を中心に作付けしているが、法人によってスマート農業やその他の先進的な技術を導入しているなど、その取組は様々である。これらの取組について各法人が紹介し意見交換をし合う場を設け、普段から各法人が情報交換し合う場を創出する。

2 つ目の提案は、資材の共同購入に係る取組である。これについては、機械の共同利用や作業員間の連携のような、機械や人の貸し借りではないため、想定されるようなトラブルも少なく比較的取組やすいように思われる。本市ですでに取組んでいる法人があるが、取組は限定的であり、これまで全体での検討はされていない。そこで、全体で資材の共同購入を検討するきっかけとして、除草剤を用いた法面の除草の省力化試験を支援協で企画する。壱岐では急傾斜で条件の悪い法面が多く、大半の法人で法面の管理が大きな負担となっている。そのような状況の中、刈払機やモアなどの機械による法面管理を行っているが、上述した通

り構成員の高齢化や人手不足により、さらなる省力化が喫緊の課題となっている。そのため、本市でも支援協を主体に大分県などで行われている複数の除草剤を組合せて行う法面管理の実証試験を行い、その効果について法人と現地検討会などを通して共有を図っていく。試験の結果、有効である場合、取組みたい法人同士を募り、除草剤の共同購入について具体的に削減できるコストなどを明確に示しながら、取組の支援を進めていく。なお、各関係機関及び集落営農法人の役割は表 3 のように分担し、取組を進める。

表 3：取組における関係機関の役割分担（出典：著者作成）

		振興局	市	農協	法人
視察研修	視察研修先との連絡・調整	◎			
	視察研修の引率	○	○	◎	
勉強会①	栽培技術情報交換会の企画	○	○	◎	
	栽培技術情報交換会の進行	◎			
勉強会②	除草剤試験の実施			○	◎
	除草剤試験の技術指導	◎			
	地元・関係機関と連絡調整			◎	

※◎：主担当、○副担当

6.3 法人間連携を実践する際のビジョンの共有

資材の共同購入の取組も含め、法人間連携を進める際には、アンケート結果や大分県の先進事例からも分かるように構成員同士、連携を進める法人同士での信頼関係を築いていくことが非常に重要である。信頼関係を築くための具体的な取組としては、ワークショップなどを通して各法人内での考えの共有、法人間での現状や課題の把握、将来ビジョンの共有を、関係機関がサポートする形で丁寧に行いながら進めていく。

大分県の 3 集落営農法人の連携の取組から学んだように、特に将来ビジョンについては、最初の段階で各法人がどこを見据えて（①連携による経営の維持・発展、②合併による雇用の確保、③連携する法人への経営移譲など）連携を行うのかといったことを明確にすることが必要である。またその中でも新たな人材の確保については、確保先（地域内外）や雇用体制の整備、などをしっかり検討する必要がある。そして、それらを法人間で共有・整理したうえで、お互いの将来ビジョンの実現に向けた具体的な連携の取組を順次、実施する流れで進めていきたい。なお、各関係機関及び集落営農法人の役割は表 4 のように分担し、取組を進めていく。

表 4：取組における関係機関の役割分担（出典：著者作成）

	振興局	市	農協	法人
法人内・法人間での話し合い				○
将来ビジョンの作成				○
話し合い・ビジョン作成の支援	◎	○	○	
地元・関係機関と連絡調整			○	

※◎：主担当、○副担当

7. 残された課題

大分県の事例で 2 法人が、連携の将来ビジョンとして新たな人材を雇用する経営体を目指していたように、連携の最終的な目標は、新たな人材を確保することである。しかしながら、この目標の実現を目指すうえで 1 つ大きな課題が残っている。それは、人材をどこから確保するか、ということである。4 章でも述べたように 8 割の集落営農法人が後継者不足という課題を抱えている。この後継者不足の状況は 2 つに分けられ、1 つは集落に若手などの人材がいるものの法人とのつながりが希薄で協力が得られていない状況と、もう 1 つは本当に人材が集落にいない状況である。集落外から新たな人材を確保する場合、集落の人材を受け入れるよりも信頼関係の構築に多くの時間を要することが考えられる。そのため連携する法人の中で集落に人材がいる法人がある場合は、これらの人材を確保することを第一に検討していきたい。確保するための取組として、まずは該当する人材と法人のこれまでの関係性や各々の思いを把握するところから始め、関係機関が間に入る形で時間をかけながら関係を構築していく必要があると思われる。また一方で調査・検討した末に、集落に後継者となりそうな人材がいない法人同士で連携する際には、長崎県や壱岐市が取組んでいる労力支援サービスなどの積極的な活用や農大生の雇用などを検討していきたい。

8. おわりに

今回のレポートでは集落営農法人に焦点を当て、これらの法人がこれからも壱岐の中心的な担い手として農地を維持していくための 1 つの手段として法人間の連携を提案した。6 章でも述べたように、本市では支援協を中心に実際に連携に向けて各法人の意向調査や大分県への先進事例視察研修の企画などを進めているところである。今後は今回提案したように、全体での交流や勉強会を重ねていきながら取り組み意向が一致する法人同士で連携が進んでいくことを期待したいが、具体的な連携を実現するためには各法人が代表だけでなく構成員も含めて主体性を持つことが重要になってくる。5 章で紹介した大分県の先進事例の取り組みも法人が主体的に話し合いや取り組みを行っていた。関係機関としても、連携を図る場や情報を提供し、きっかけづくりを行いながら、その中で主体的に取り組み意欲のある法人を中心に担い手確保に向けた取組を展開していきたい。

※参考文献

- ・壱岐市役所ホームページ/壱岐市の紹介
<https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/somuka/shokai/index.html>
- ・長崎県壱岐振興局管理部地域づくり推進課（2021）「壱岐島の概要」
- ・長崎県壱岐振興局農林水産部農業振興普及課（2022）「壱岐の農業」
- ・農林水産省ホームページ/農業労働力に関する統計
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>
- ・大分県ホームページ/集落営農の連携を進めよう
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15280/houjinkanrenkei.html>